

15のいす

— 法の下の平等について —

最高裁判所判事

三 浦 守

令和6年の朝の連続ドラマ「虎に翼」は、日本で初めて女性の弁護士、裁判官となった方をモデルとしており話題になった。そのドラマの展開では、戦後、新憲法が法の下平等を定めたことが一つの軸に据えられていた。

平等原則は、18世紀のアメリカ独立宣言やフランス人権宣言に記されたように、近代法の基本原則であり、多くの憲法に取り入れられてきた。しかし、明治憲法には、一般的な平等原則を定める規定はなく、日本臣民が均しく公務に就くことができるという規定を置くだけであった。明治憲法下では、貴族制度が存在し、女性が著しく権利を制限されるなど、平等原則の保障は非常に不十分であった。それだけに、新憲法14条が法の下平等を明記したことには大きな意味があった。

最高裁が法律の規定を違憲と判断した最初の例は、ドラマでも取り上げられたように、刑法の尊属殺の加重処罰規定であり、その後も、最近の旧優生保護法や警備業法に至るまで、最高裁は、憲法14条等に違反するという判断を度々示している。

国会は、国民の選挙により選ばれた議員で構成されるが、多数決を基本とする民主主義の政治過程では、少数者とされる人々の権利や利益が必ずしも適切に配慮されないことがある。場合によっては、不十分な法律が定められたことにより、少数者の不利益が

社会的に固定されてしまい、それを改めるために長い努力が必要となることもある。他方で、国民の代表者が定めた法律を違憲と判断することは、民主主義の原理と緊張関係にある。最高裁判事については国民審査を通じて国民のコントロールが及ぶが、もとより、裁判官には十分に慎重な検討と判断が求められる。

このように、民主主義と平等原則の間には複雑な問題があり、現実の不平等を改めるためには、社会全体として問題の解決に取り組む必要があるが、その中で、国会とは別の立場から冷静に問題を吟味、検討することに司法の役割がある。

(みうら・まもる)

